

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する抗議決議

10月2日、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、島根県沖の日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下した。このような行為は国民の安全・安心を著しく損なう行為であるとともに、国際連合の安全保障理事会で採択された決議違反である。本市議会は北朝鮮に対し幾度も弾道ミサイル発射や核実験等に対して抗議を行ってきたが、今回の暴挙に対し厳重に抗議し、強く非難する。

今まさに、ラグビー・ワールドカップが我が国で行われており、スポーツを通じた国と国との平和的な交流が図られている中、この世界的なイベントに水を差すばかりか、我が国を含む東アジアはもとより、国際社会に著しく脅威を与えるものである。

よって、本市議会として、世界の平和全てに関わる重大な問題であるこのような行為が、絶対行われることのないよう今一度強く求めるものである。

以上決議する。

令和元年10月4日

松原市議会